

【議案第168号関係資料】

リハビリテーションセンター条例の施設別の主な改正内容について

障害者自立支援法の法律の施行により、障害福祉サービスに係る施設体系及び事業体系が見直されたことに伴い、次の施設の業務、利用者、使用料等の規定の整備を行うもの

(1) 施設系の事業（業務規定の整備）

施設名	改正後の主な業務	改正前の主な業務
柿生学園	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者更生施設としての業務 ・ 短期入所 ・ 相談支援 ・ 日中一時支援（短期入所の内宿泊を伴わない者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生施設支援 ・ 短期入所 ・ その他（相談等）
くさぶえの家	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者更生施設としての業務 ・ 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生施設支援 ・ その他（相談等）
陽光園	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者授産施設としての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者授産施設支援
ふじみ園	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者授産施設としての業務 ・ 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者授産施設支援 ・ その他（相談等）
明望園	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者授産施設としての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者授産施設支援
れいんぼう 川崎	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者療護施設としての業務 ・ 自立訓練 ・ 短期入所 ・ 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者療護施設支援 ・ 身体障害者デイサービス ・ 短期入所 ・ その他（相談等）
生活訓練支援 センター (愛称： もみの木寮)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設としての業務 ・ 短期入所 ・ 相談支援 ・ 地域活動支援センターとしての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設としての業務 ・ 精神障害者地域生活支援センターとしての業務 ・ 短期入所

※ 現在の業務の内容及び利用者を考慮し、基本的に現在と同様の業務の内容となるよう規定の整備を行っている。ただし、相談支援におけるサービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に新たに規定されたものである。

イ その他の規定の整備

上記に伴い、利用者、使用料、利用料金等の規定の整備を行う。

(2) 地域支援事業に移行する施設

三田福祉ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者福祉ホーム
生活訓練支援 センター (愛称： カシオペア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設としての業務 ・ 短期入所 ・ 相談支援 ・ 地域活動支援センターとしての業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設としての業務 ・ 精神障害者地域生活支援センターとしての業務 ・ 短期入所

(3) 居宅系で自立支援法の新体系に移行する事業

かじがや 障害者デイ・ サービスセン ター	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者デイサービス その他（相談等）
れいんぼう 川崎	<ul style="list-style-type: none"> なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者療護施設としての業務 自立訓練 短期入所 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者療護施設支援 身体障害者デイサービス 短期入所 その他（相談等）

(4) 障害者自立支援法の施行による障害福祉サービスに係る施設体系及び事業体系の見直し及び同法の施行による児童福祉法の改正に伴う障害児施設における入所等の施設サービスについて契約による利用制度の施行に伴い、次の施設の業務、利用者、使用料等の規定の整備を行うもの

ア 業務規定の整備

しいのき学園	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法による知的障害児施設支援 短期入所 障害児日中一時支援 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害児施設としての業務 短期入所
地域療育 センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法による知的障害児通園施設支援 児童福祉法による肢体不自由児施設支援（北部地域療育センターを除く。） 相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害児通園施設としての業務 肢体不自由児施設としての業務（北部地域療育センターを除く。） その他（相談等）

※ 現在の業務の内容及び利用者を考慮し、基本的に現在と同様の業務の内容となるよう規定の整備を行っている。ただし、相談支援におけるサービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に新たに規定されたものである。

イ 使用料の規定の整備

利用者が上記アに掲げる障害福祉サービス等を利用した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を使用料として徴収する。

ウ その他の規定の整備

上記に伴い、利用者、使用料の減免等の規定の整備を行う。

(5) 附則について

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

【議案第128号～132号関係資料】

老人いこいの家・保育所の指定管理者一覧

	議案番号	施設名称	施設の所在地	指定管理者		指定期間
				名称及び代表者名	住所	
1	第128号 (議案書 87ページ)	川崎市 くじ老人いこいの家	川崎市高津区久地3丁目16番1号	社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会 会長 斉藤 二郎	川崎市高津区溝口1丁目6番 10号	平成19年4月1日 から 平成22年3月31日 まで
2	第129号 (議案書 89ページ)	川崎市 塚越保育園	川崎市幸区塚越4丁目345番地11	株式会社 サクセスアカデミー 代表取締役 柴野 豪男	藤沢市鶴沼石上1丁目1番15号 藤沢リラビル3階	平成19年4月1日 から 平成24年3月31日 まで
3	第130号 (議案書 91ページ)	川崎市 小田中保育園 川崎市 小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 理事長 青木 一	川崎市川崎区砂子1丁目10番地 2 ソシオ砂子ビル11階	平成19年4月1日 から 平成24年3月31日 まで
4	第131号 (議案書 93ページ)	川崎市 たちばな中央保育園	川崎市高津区千年1300番地	社会福祉法人 厚生館福祉会 理事長 近藤 芳晴	川崎市多摩区菅福田堤1丁目 11番8号	平成19年4月1日 から 平成24年3月31日 まで
5	第132号 (議案書 95ページ)	川崎市 くじ保育園	川崎市高津区久地3丁目16番1号	社会福祉法人 大慈会 理事長 粕賀 君子	川崎市多摩区堰3丁目11番13号	平成19年4月1日 から 平成24年3月31日 まで